



熊本県公報

第 1 2 5 8 1 号

平成 28 年 12 月 20 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○河川の公用廃止	（河川課）	1
○道路の供用開始	（道路保全課）	1
○道路の供用開始	（ 〃 ）	2
○道路の供用開始	（ 〃 ）	2
○道路の供用開始	（ 〃 ）	2
公 告		
○肥料登録有効期間更新	（農業技術課）	3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課）	3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	3
○農用地利用配分計画の認可申請	（農地・担い手支援課）	3
○換地計画の決定	（農地整備課）	4
○土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定	（農村計画課）	4
○土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定	（ 〃 ）	4
○土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定	（ 〃 ）	4

告 示

熊本県告示第 1 0 7 6 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 4 0 年政令第 1 4 号）第 4 9 条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 河川の種類
一級河川球磨川水系鬼木川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日
- 廃川敷地等の位置
人吉市鬼木町字小森 6 7 4 番地先から同市鬼木町字小森 6 7 5 番地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 8 5 . 4 3 平方メートル

熊本県告示第 1 0 7 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字下仲間字高町 7 6 9 番 1 地先から 上益城郡嘉島町大字上仲間字塘添 3 9 4 番 8 地先まで	1595.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字中田 835番3地先から 同所 835番1地先まで	14.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成28年12月28日

熊本県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字小森字畑村 1104番1地先から 阿蘇郡西原村大字小森字塩井社 1827番3地先まで	3587.6	
		阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴 2190番88地先から 同所 2177番・2178番・2184番合併2地先まで	400.3	
		阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴 2183番10地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山 3599番3地先まで	2755.7	

2 供用を開始する期日 平成28年12月24日

熊本県告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字湯ノ段 73番2地先から 同所 73番2地先まで	32.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成28年12月22日

公 告

熊本県公告第776号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第116号	なたね油かす及びその粉末	5.3 菜種油粕粉末	窒素全量：5.3 りん酸全量：2.0 加里全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	金守孝幸 熊本県熊本市西区小島六丁目5番5号	平成34年12月13日

熊本県公告第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字皮籠山2243番1の一部、同2245番1の一部及び同2245番83、428.41平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市鹿本町御宇田717番地
有限会社山鹿モービル

熊本県公告第778号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町花立一丁目4146番1の一部及び同4152番1の一部
4,866.58平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田弓削1084番地2
笠 ヨシ子

熊本県公告第779号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成28年12月20日から平成29年1月4日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
片山 勝次	上益城郡山都町大平	上益城郡山都町上川井野字尾茂田1284番1ほか40筆

- 申請年月日
平成28年12月2日

熊本県公告第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営天草中央南地区（大多尾新田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 平成28年12月21日から
平成29年1月25日まで
- 縦覧の場所 天草市役所
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第781号

菊池郡大津町に事務所を置く錦野土地改良区理事長栗木生夫から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年12月9日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査の請求をすることができる。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年12月21日から平成29年1月25日まで
- 縦覧の場所
大津町役場
大菊土地改良区事務所

熊本県公告第782号

菊池郡大津町に事務所を置く迫井手土地改良区理事長緒方章から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年12月9日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査の請求をすることができる。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年12月21日から平成29年1月25日まで
- 縦覧の場所
大津町役場
大菊土地改良区事務所

熊本県公告第783号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区理事長家入勲から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年12月9日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査の請求をすることができる。

平成28年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間

- 平成28年12月21日から平成29年1月25日まで
- 3 縦覧の場所
大津町役場
菊陽町役場
合志市役所
大菊土地改良区事務所